

神戸市重度障害児（者）入院時コミュニケーション支援事業実施要綱

平成19年10月1日制定

神戸市保健福祉局長決定

（目的）

第1条 この要綱は、重度障害児（者）が発語困難等により入院時に医療従事者との意思疎通が十分に図れない場合に、意思疎通に熟達した者をコミュニケーション支援員として派遣することにより、診療行為の円滑化を図ることを目的として行う神戸市重度障害児（者）入院時コミュニケーション支援事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（支援の対象者）

第2条 本事業による支援（以下「コミュニケーション支援」という。）の対象者（以下「支援対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

（1）神戸市内在住で身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者、知的障害者、及び児童福祉法第4条第2項に規定する身体に障害のある児童、知的障害のある児童

（2）身体障害者にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第21条第1項に規定する障害支援区分4以上の者の内、両上肢に機能障害がある者で、重度訪問介護（法第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。以下同じ）の対象者であり、現に、居宅介護（同条第2項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。）又は重度訪問介護の障害福祉サービスを受けている者

知的障害者にあつては、法第21条第1項に規定する障害支援区分4以上の者の内、現に重度訪問介護、居宅介護又は行動援護（同条第5項に規定する行動援護をいう。以下同じ。）の障害福祉サービスを受けている者

障害児にあつては、学齢児以上であつて、身体障害者手帳1級及び2級かつ両上肢機能障害の者、又は療育手帳Aを所持している者で、現に重度訪問介護、居宅介護又は行動援護の障害福祉サービスを受けている者

（3）発語困難等により意思表示が困難な者

（4）コミュニケーション支援者がいない者又はこれに準ずる者

2 前項の規定にかかわらず、障害支援区分4以上の者であつて、障害福祉サービスによる病院等における重度訪問介護を利用している者は支援対象者から除く。

（支援の内容）

第3条 コミュニケーション支援は、支援対象者が入院時において医師、看護師その他医療従事者との意思疎通が円滑に行えるよう、コミュニケーション支援員を派遣することにより行うものとする。

2 コミュニケーション支援員を派遣する期間（以下「支給期間」という。）は、1回の入院

につき入院日から30日目までとし、総支給量は150時間を上限とする。この場合において、1日当たりの支給量は、入院から当初3日間は原則10時間以内、4日目以降は原則5時間以内を上限とする。

- 3 コミュニケーション支援員は、支援対象者が現に居宅等で利用している指定障害福祉サービス事業者で第11条に規定する認定事業者の従業者であって、支援対象者との意思疎通に熟達したものとする。
- 4 コミュニケーション支援は、入院時における医療従事者との意思疎通の円滑化を図る支援以外のサービスは対象としない。

(支援の申請)

第4条 入院が決定し、又は入院が想定される支援対象者でコミュニケーション支援を受けようとする者は、「重度障害者入院時コミュニケーション支援事業支給兼補助金交付申請書」(様式第1号)により、その居住地を所管する福祉事務所長に申請しなければならない。

(支援の決定)

第5条 福祉事務所長は、前条の申請を受理したときは、速やかに、対象要件となる事項を確認の上、コミュニケーション支援の要否を判定し、支給及び補助金交付又は却下の決定を行い、「重度障害者入院時コミュニケーション支援事業支給及び利用者負担額決定通知書兼補助金交付決定通知書」(様式第2号)又は「却下決定通知書」(様式第3号)により申請者に通知しなければならない。

- 2 福祉事務所長は、申請者の入院が決定している場合においてコミュニケーション支援の支給の決定(以下「支給決定」という。)を行うときは、派遣が必要となる期間及び支給量と第3条第2項に規定する支給期間及び支給量の上限と比較して、いずれか少ない方を支給期間及び支給量として決定するものとする。
- 3 福祉事務所長は、申請者の入院が想定される場合において支給決定を行うときは、第3条第2項の規定に関わらず、支給期間は3日以内、支給量は30時間以内とすることができる。
- 4 第1項の決定までに要する時間は、福祉事務所長が申請を受理した日から概ね30日以内とする。ただし、福祉事務所長は、当該申請に係る要件等の確認について時間を要することその他特別な理由がある場合は、申請を受理した日から30日以内に、申請者に対し、なお要する時間及びその理由を通知し、これを延期することができる。

(利用者証の交付)

第6条 福祉事務所長は、支給決定を行ったときは、支給決定を受けた障害者(以下「支給決定障害者」という。)に対し「重度障害者入院時コミュニケーション支援事業利用者証」(様式第4号。以下「利用者証」という。)及び「重度障害者入院時コミュニケーション支援事業者記入票」(様式第5号。以下「事業者記入票」という。)を交付しなければならない。

- 2 利用者証には、支給期間、支給量、利用することのできる認定事業者(第11条に規定する認定事業者をいう。第7条において同じ。)の名称、利用者負担割合及び利用者負担上限

月額を記載するものとする。

(利用手続)

第7条 支給決定障害者は、コミュニケーション支援を受けるためには、利用者証に記載されている認定事業者と、利用契約を締結しなければならない。

2 前項の認定事業者は、利用契約を締結した場合には、事業者名、契約支給量等を「事業者記入票」に記載するものとする。

(支給決定の変更)

第8条 支給決定障害者は、支給期間、支給量、利用事業者その他の決定内容について変更を必要とするときは、「重度障害者入院時コミュニケーション支援事業支給変更兼補助金交付申請書」(様式第6号)により、福祉事務所に申請することができる。

2 福祉事務所に、前項の申請があった場合において変更が必要であると認めるときは、変更の決定を行うことができる。

3 福祉事務所に、前項の決定を行ったときは、「重度障害者入院時コミュニケーション支援事業支給変更及び利用者負担額変更決定通知書兼補助金交付決定通知書」(様式第7号)により申請者に通知しなければならない。

4 福祉事務所に、第2項の決定を行ったときは申請者に対し利用者証の提出を求め、当該利用者証に当該決定に係る事項を記載し、返還するものとする。

(支給決定の取消し)

第9条 福祉事務所に、次に掲げる場合は、当該支給決定を取り消すことができる。

(1) 支給決定障害者が、コミュニケーション支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。

(2) 支給決定障害者が、支給期間内に神戸市外に居住地を有するに至ったとき。

(3) 支給決定障害者が、適正な利用をしていないと認めるとき。

(4) その他福祉事務所に必要と認めるとき。

2 福祉事務所に、前項の規定により支給決定を取り消したときは、「支給決定取消通知書」(様式第8号)により、支給決定障害者に通知しなければならない。

(利用者負担額)

第10条 利用者負担額は、原則としてコミュニケーション支援事業費の1割とする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の月における本事業利用による利用者負担額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。)第17条に規定する額を上限とする。

3 利用者負担額の上限月額管理については、本事業単独での管理とする。

(サービス提供者)

第11条 本事業は、指定障害福祉サービス事業者(法第29条第1項の指定障害福祉サービス

事業者をいう。以下同じ)の指定を受けている者で、市長が適当と認めたもの(以下「認定事業者」という。)が行うものとする。

(認定事業者の認定)

第12条 認定事業者の認定を受けようとする者(以下「認定申請者」という。)は、別に定める申請書により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、認定申請者が、居宅介護又は重度訪問介護又は行動援護の指定障害福祉サービス事業者の指定を受けていない場合は、認定事業者の認定を行わない。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定事業者の認定を行わない。

(1) 認定申請者が、神戸市指定障害福祉サービス事業者の指定の基準等並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月条例第49号。以下「基準条例」という。)に規定する指定居宅介護事業又は指定重度訪問介護事業又は行動援護の基準を満たしていないとき。

(2) 認定申請者が、法人で、その役員又はその重度障害者入院時コミュニケーション支援事業所を管理する者(以下「役員等」という。)のうちに、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者のあるものであるとき。

(3) 認定申請者が、法人で、その役員等のうちに、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者のあるものであるとき。

(4) 認定申請者が、法人で、その役員等のうちに、労働に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者のある者であるとき。

4 認定事業者の認定は、本事業を行う事業所ごとに行う。

(認定の更新)

第13条 認定事業者は、神戸市長に対し6年ごとに認定の更新手続をしなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(変更の届出等)

第14条 認定事業者は、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名若しくは住所、定款、寄附行為等若しくは登記事項証明書又は事業所の名称、所在地、管理者若しくはサービス提供責任者の氏名、経歴若しくは住所若しくは運営規程に変更があったときは、10日以内に別に定める「変更届」により、市長に届け出なければならない。

2 認定事業者は、認定に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときはその廃止又は休止の日の1月前までに、休止した当該事業を再開したときは10日以内に、別に定める「廃止・休止・再開届」により、市長に届け出なければならない。

(認定事業者の責務)

第15条 認定事業者は、支給決定障害者と利用契約を締結するときは、あらかじめ、当該事業所の運営規定の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制等の重要事項について、相手方の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、文書を交付して説明を行わなければならない。

2 認定事業者は、支給決定障害者と利用契約を締結したときは、「契約内容（重度障害者入院時コミュニケーション支援事業）報告書」（様式第9号）により、市長に対し遅滞なく報告しなければならない。

3 前2項の規定は、支給決定障害者と利用契約を変更する場合に準用する。

(調査及び指導監査)

第16条 市長は、第20条に規定するコミュニケーション支援事業費の補助に関して必要があると認めるときは、認定事業者又はその従業員その他事業に携わる者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は本市の職員に質問若しくは照会をさせることができる。

2 認定事業者は、前項の規定に基づき市長が定期又は随時に行う調査並びに指導監査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 本市の職員は、前項の調査又は指導監査を行うときは、身分証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(認定の取消し等)

第17条 市長は、次のいずれかに該当する場合には、当該認定事業者に係る第12条第1項の認定を取り消し、又は期間を定めてその認定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(1) 基準条例に規定する指定居宅介護事業又は指定重度訪問介護事業の基準に従って運営できなくなったとき。

(2) 法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

(3) 第20条に規定するコミュニケーション支援事業費の補助金請求に関し不正があったとき。

(4) 認定事業者又はその従業員その他当該支援事業に携わる者が、前条第1項の規定により、物件の提出若しくは提示を求められてこれに応じず、同項に規定する質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第2項の規定による指導監査に協力せず、又は同項に規定する指導又は助言に従って必要な改善を行わないとき。

(5) 認定事業者が、不正の手段により第12条第1項の認定を受けたとき。

(6) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により第12条第1項の認定の取消し等を行ったときは、当該認定事業者に対し、文書で通知する。

(利用者負担額の受領)

第18条 認定事業者は、その実施したサービスについて支給決定障害者から第10条の規定により算定した利用者負担額の支払いを受けるものとする。

(領収書の交付)

第19条 認定事業者は、前条の規定により利用者負担額の支払を受けた場合は、支払を行った支給決定障害者に対し、領収書を交付しなければならない。

(コミュニケーション支援事業費の補助)

第20条 認定事業者が支給決定障害者に対しコミュニケーション支援を行ったときは、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業費（以下「コミュニケーション支援事業費」という。）を認定事業者に補助するものとする。

(コミュニケーション支援事業費の補助申請)

第21条 認定事業者は、第20条の補助を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付し、利用実績のあった月の翌月10日までに市長に申請する。

- (1) 「重度障害者入院時コミュニケーション支援事業補助金交付申請書兼請求書」（様式第10号）
- (2) 「重度障害者入院時コミュニケーション支援事業補助金明細書」（様式第11号）
- (3) 「重度障害者入院時コミュニケーション支援事業サービス提供実績記録票」（様式第12号）の写し
- (4) 「重度障害者入院時コミュニケーション支援事業支給決定通知書兼利用者負担額決定通知書」（様式第2号）の写し

(コミュニケーション支援事業費の交付決定)

第22条 コミュニケーション支援事業費の補助額は、1時間当たり150単位として別に定める地域区分による単位数単価を乗じて算出した費用から、第10条の規定により算定した利用者負担額を控除した額とする。

2 市長は、認定事業者から前条の申請があったときは、審査のうえ、補助することが適当であると認められるときは、コミュニケーション支援事業費の交付決定のうえ「神戸市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業補助金交付決定通知書兼内訳書」（様式第13号）により通知する。

(コミュニケーション支援事業費の請求及び支払)

第23条 市長は、認定事業者からの第21条第1項第1号の請求に基づき、請求のあった月の翌月末までにコミュニケーション支援事業費を支払うものとする。

(不正利得の徴収)

第24 条 市長は、偽りその他不正な手段によりコミュニケーション支援事業費の支払を受けた者又は、第11 条に規定する認定事業者があるときは、当該者が支払を受けたコミュニケーション支援事業費の全部又は一部を徴収し、又は返還させるものとする。

(施行の細則)

第25 条 この要綱に規定するもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年10月1日から施行するものとする。

(認定の特例)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に居宅介護又は重度訪問介護の指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている者は、施行日に、認定重度障害者入院時コミュニケーション支援事業者として第12 条第2 項の認定を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行するものとする。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、既に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17 年法律第123 号）第20条第1 項及び第24条第1項の申請に係る障害程度区分の認定を受けている者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行するものとする。